

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する
規則」の取扱いに関する留意事項について
(四半期財務諸表等規則ガイドライン)

平成19年10月
金融庁総務企画局

第一章 総 則

- 5 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号。以下「規則」という。)第5条の規定による記載については、次の点に留意する。
 - 1 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という。)に伴い、会計方針を採用又は変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第5条の規定による記載を要しない。
 - 2 会計方針を変更した場合(会計基準等の改正に伴い、会計方針を採用又は変更した場合を含む。)において、四半期財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、規則第5条第1項第1号及び第3号の規定による記載を行わないことができる。ただし、当該四半期会計期間が属する事業年度の財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、記載を要するものとする。この場合には、当該四半期会計期間が属する事業年度の財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。
- 5-1-1 規則第5条第1項第1号に規定する当該変更が四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額とは、当該会計処理について前事業年度又は直前の四半期会計期間と同一の基準を適用した場合において計上されるべき四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目への影響額をいうものとする。
- 5-1-2 規則第5条第1項第2号の規定による表示方法の変更に関する内容の記載は、前事業年度に係る四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、変更の内容が明確に判断しうる場合には、これを行わないことができる。
- 5-2 規則第5条第2項の規定による記載については、次の点に留意する。
 - 1 影響額とは、直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、同期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合において計上されるべき金額との差額をいうものとする。
 - 2 自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合とは、会計基準等の改正以外の理由により会計処理の原則及び手続を変更した場合をいう。
- 5-3 規則第5条第3項に規定する影響額とは、前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、同期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合において計上されるべき金額との差額をいうものとする。
- 6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による会計処理をいう。
 - 1 一般債権(経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権)の貸倒見積高

の算定方法

貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法等

2 棚卸資産の評価方法

四半期会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前事業年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法、

棚卸資産の簿価切下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法、あるいは

営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産で前事業年度末において帳簿価額を処分見込価額まで切り下げているものについては、前事業年度以降に著しい変化がないと認められる限り、前事業年度末における貸借対照表価額で計上する方法等

3 原価差異の配賦方法

予定価格等あるいは標準原価を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施する方法等

4 固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算を策定している場合に、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定する方法、あるいは

減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法等

5 経過勘定項目の算定方法

合理的な算定方法による概算額で計上する方法等

6 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法、

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法、あるいは

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法等

7 持分プーリング法の適用に伴う内部取引の相殺消去

持分の結合と判定された企業結合の会計処理において、企業結合のみなし結合日（企業結合年度の期首）から企業結合日前日までの取引及びそれらから生じた損益を消去する際に、合理的な見積りによる概算額で消去する方法等

7 規則第7条に規定する四半期財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理（原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正、税金費用の計算）をいうものとする。

- 8 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の4の取扱いは、規則第8条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。
- 9 規則第9条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。
 - 1 注記の対象となる有価証券には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第15条第4号、第31条第1号及び第32条の2に規定する有価証券のほか、財務諸表等規則第31条第4号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
 - 2 有価証券の時価は、「金融商品に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。
 - 3 時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。
 - 4 規則第9条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。
 - 5 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。
- 10-1 規則第10条第1項の注記に関しては、次の点に留意する。
 - 1 取引の対象物の種類には、それぞれインデックスが含まれるものとする。
 - 2 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除くものとする。
 - 3 デリバティブ取引の時価は、「金融商品に関する会計基準」に従って算定するものとする。
 - 4 デリバティブ取引の時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。
- 12 財務諸表等規則ガイドライン8の9の取扱いは、規則第12条に規定する持分法損益等の注記について準用する。
- 13 財務諸表等規則ガイドライン8の14及び8の14-1-1の取扱いは、規則第13条に規定するストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記について準用する。
- 14 財務諸表等規則ガイドライン8の15及び8の15-1-7の取扱いは、規則第14条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。
- 15 規則第15条から第18条までに規定する注記は、「企業結合に係る会計基準」が適用される場合に記載されるものであることに留意する。企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「企業結合に係る会計基準」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。

- 16 持分プーリング法が適用される企業結合において、当事業年度以前の事業年度開始の日
に企業結合が行われたと仮定した場合の当四半期会計期間における四半期累計期間に係る
四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記することを妨げない。
- 19 規則第 19 条及び第 20 条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用さ
れる場合に記載するものであることに留意する。事業分離日、移転損益及び継続的関与等
の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関
与等の用語をいうものとする。
- また、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 23-1-3 の取扱いは、規則第 19 条第 1 項
第 3 号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。
- 21 規則第 21 条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。
- 1 継続企業の前提とは、「四半期レビュー基準」にいう継続企業の前提をいうものとし
る。
 - 2 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 27-2 の取扱いは、継続企業の前提に関する注記
について準用する。
 - 3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第 8 条の 27 の規定により注記した継
続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日において存在
する場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含め
て記載することに留意する。
 - 4 四半期貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又
は状況が四半期貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経
緯も含めて記載することに留意する。
 - 5 規則第 21 条第 3 号に規定する経営者の対応については、前事業年度の決算日におい
て継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で、当四半期会
計期間末までに当該事象又は状況に特段の変化がない場合には、少なくとも当四半期会
計期間が属する事業年度の末日までの経営者の対応を、前事業年度の決算日における継
続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化があった場合、あるい
は、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在
しなかったものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又
は状況が新たに発生した場合には、少なくとも当該四半期会計期間の四半期貸借対照表
日の翌日から 1 年間の経営者の対応を記載する必要があることに留意する。
 - 6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生
し、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）以降
の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第 8
条に規定する後発事象に該当することに留意する。
 - 7 規則第 21 条第 3 号に規定する経営者の対応には、重要な疑義を解消するための経営
計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には経
営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由が含まれ

る。なお、後者の場合においても、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することに留意する。

22 規則第 22 条に規定する事項には、指定法人にあつては規則第 52 条及び第 70 条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。

第二章 四半期貸借対照表

30-1-2 財務諸表等規則ガイドライン 15-12 の 2 に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下である場合には、当該手形債権については、規則第 30 条第 1 項第 2 号に規定する受取手形及び売掛金の科目に含めて記載することができるものとする。

34 財務諸表等規則ガイドライン 26 の 2-3 の取扱いは、規則第 34 条に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。

37 当初一年を超えた後に費用となるものとして支出された前払費用について、一年内に費用となるべき部分の金額がある場合において、その金額が僅少であるものについては、当該金額を流動資産として区分しないで、規則第 37 条第 1 項に規定する投資その他の資産として記載することができるものとする。

44-1-1 財務諸表等規則ガイドライン 47-6 の 1 に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債務の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下である場合には、当該手形債務については、規則第 44 条第 1 項第 1 号に規定する支払手形及び買掛金の科目に含めて記載することができるものとする。

45-1-3 規則第 45 条第 1 項第 3 号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

46 財務諸表等規則ガイドライン 58 の取扱いは、規則第 46 条に規定する偶発債務の注記について準用する。

52 規則第 52 条の規定による記載については、次の点に留意する。

- 1 1 株当たり純資産額とは、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に定める 1 株当たり純資産額をいうものとする。
- 2 1 株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げない。

- (1) 四半期貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期会計期間末の純資産額との差額の主要な内訳
 - (2) 1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期会計期間末の普通株式の数の種類の内訳
- 3 前四半期会計期間の末日の翌日から当四半期会計期間の末日までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び当該株式併合又は株式分割が前事業年度の開始の日において行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。
- 4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として、その旨及び前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度末及び当四半期会計期間末の1株当たり純資産額を注記するものとする。
- 54 規則第54条及び第73条の規定は、財務諸表等規則第2条若しくは第3条の規定によってその財務諸表を作成している会社又は財務諸表等規則第4条ただし書の規定により財務諸表等規則第2条の規定の適用を受ける事業に関係ある事項について同条に規定する法令若しくは準則の定めによってその財務諸表を作成している会社に適用があることに留意する。

第三章 四半期損益計算書

- 58 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）41の取扱いは、規則第58条に規定する売上高の表示方法について準用する。
- 59 中間財務諸表等規則ガイドライン42の取扱いは、規則第59条に規定する売上原価の表示方法について準用する。
- 61 中間財務諸表等規則ガイドライン44の取扱いは、規則第61条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。この場合において、中間財務諸表等規則ガイドライン44中「中間会計期間」とあるのは、「四半期会計期間」と読み替えるものとする。
- 70 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の2-1の取扱いは、規則第70条に規定する1株当たり四半期純損益金額等の注記について準用する。
- 70-2 規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。
- 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主な内訳
 - 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数

3 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について、前事業年度末から重要な変動がある場合にはその概要

73 財務諸表等規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社が提出する四半期財務諸表の作成に当たり、四半期会計期間に係る支払備金及び責任準備金の繰入額及び戻入額の算定を行うことが困難な場合には、当該繰入額及び戻入額の算定を行わないことができるものとする。

第五章 株主資本等に関する注記

80 財務諸表等規則ガイドライン108-1-2の取扱いは、規則第80条第1項第2号に掲げる事項の記載について準用する。

82 規則第82条に規定する「主な変動事由」とは、例えば、次に掲げるものをいう。なお、主な変動事由の金額を記載する場合には、概算額によることを妨げない。

- 1 新株の発行又は自己株式の処分
- 2 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
ただし、配当に関する注記を参照することとした場合には、省略することを妨げない。
- 3 自己株式の取得
- 4 自己株式の消却
- 5 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

第六章 外国会社の四半期財務書類

84 規則第84条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の四半期財務書類と当該会社が本邦における四半期財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の四半期財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違を併せて記載するものとする。

85-2 規則第85条第2項に規定する本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された四半期財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。

- 1 当該外国会社が採用する四半期財務書類の作成基準が本邦における四半期財務諸表の作成基準と異なることにより、特異な勘定科目が用いられている場合
- 2 規則第二章及び第三章に規定する勘定科目の名称と同様の名称を付した科目をもって区分掲記された科目であって、当該科目の内容が規則第二章及び第三章の規定による区分基準と異なる基準で区分されている場合
- 3 流動資産、固定資産等資産の分類、流動負債、固定負債等負債の分類等、分類の基準

が規則第二章及び第三章に規定する分類の基準と異なる場合

また、規則第 85 条第 2 項に規定する注記は、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。

86 規則第 86 条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。